

No	質 問	No	回 答
Q1	条件付一般競争入札参加申請書を提出したが、内容に問題がなかったか確認したい。	A1	提出された申請書の内容についてのお問合せには応じていません。競争参加資格の有無については、公告に記載された入札参加申請締切日以降に県が発行する「競争入札参加資格確認通知書」を確認してください。 なお、提出された書類については、電子入札システムの「調達案件一覧」画面の「競争参加資格確認申請/参加表明書/技術資料」欄中の「提出」欄の「表示」ボタンを押して確認できます。
Q2	保留通知書に資格確認資料を提出するように記載されていたが何を提出すればよいのか？	A2	資格確認の際に提出していただく資料は、「入札公告」に記載されていますので、そちらをご確認ください。
Q3	会社の工事施工実績が、公告に記載されている実績に該当するかどうか、入札前に確認をしたい。	A3	個別の入札参加資格については、開札後に落札候補者に対して行うこととしていることから、現時点ではその問い合わせ内容については、お答えできません。
Q4	入札情報公開サービスにおいて、参加可能な案件すべてを漏れなく検索したい。	A4	自社の等級を含む条件全てで検索してください。 【土木工事B級の場合(例)】 土木工事(B級)の他に、土木工事(A+B+C)、土木工事(A+B)及び土木工事(B+C)で検索する必要があります。
Q5	失格基準価格、数値的判断基準又は調査による失格基準で失格となった場合、ペナルティは適用されるのか。	A5	ペナルティは適用されません(平成24年3月1日以降に公告する工事から失格者へのペナルティは廃止しています。)
Q6	紙入札の場合において、代表者が作成した入札書を代表者以外の者が持参して提出するとき	A6	封かんされた封筒により代表者が作成した入札書を提出する場合は、代表者以外の方が持参して提出するときであっても、「入札書(本人(標準書式例1-1号))」と「入札書(代理人(標準書式例1-2号))」のどちらの様式を使用すればよいのか。
Q7	入札参加資格確認(事後審査)で提出する「企業の施工実績」や「技術者の施工経験」の挙証資料は、コリンズの登録内容で足りるか。	A7	なお、その際の委任状の提出は不要です。 施工実績及び施工経験がコリンズに登録されている場合は、「竣工時工事カルテ受領書及び工事カルテ」の写しをもって、挙証資料に代えることができます(ただし、施工数量、構造、工法等の必要事項が確認できるものに限りです。)。 なお、コリンズの登録内容では、公告で求める施工実績や施工経験が確認できず、追加資料提出又は無効(資格不適格)となる例が頻発しているため、以下の点に留意してください。 【留意事項】 ・コリンズに登録している場合であっても、可能な限り「契約書、特記仕様書、設計書及び図面」等の補足資料を持参してください。 ・提出期限に近づいてから提出した場合、入札参加資格確認調書の差替え等が間に合わず、入札が無効(資格不適格)となることがあるので、十分に余裕を持って提出してください。 ・挙証資料が、公告や入札説明書等で求める要件を確認できる内容となっているか、提出前に必ず確認してください。 ・審査中に追加資料を求める場合があるので、対応できる人員を会社等に配置するよう努めてください。
Q8	総合評価落札方式の入札で落札候補者となったが、事後審査で提出する「資格確認書類」及び「技術評価項目Aの確認書類」について、書類が重複する場合は、その書類は2部提出するべきか。(例:施工実績を確認するためのコリンズの登録内容確認書等)	A8	「資格確認書類」は入札担当課が、「技術評価項目Aの確認書類」は工事所管課がほぼ同時期に審査するので、それぞれの確認書類ごとに明確に分けて提出願います。したがって、重複する書類があれば2部提出するようにしてください。
Q9	JV非代表の技術者に求める施工経験は、JVで施工した工事の場合、JV代表としての施工に限られるのか。	A9	公告文で単に「元請け」とし、JV施工工事についての記載がない場合は、JVの構成員(出資比率を問わない)として施工した実績を含みません。